事　務　連　絡
令和２年２月 19 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各市区町村教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属中学校及び中等教育学校を置く
各国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課
御中

厚生労働省医薬･生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和２年度用薬害教育教材「薬害を学ぼう」の事前配布等について

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材「薬害を学ぼう」を作成しております。これは、主に社会科（公民的分野）において御活用いただくことを想定し、中学３年生を主な対象としたものです。

本教材については、令和２年度前半に当方から各中学校に中学３年生の人数分を直接送付し、御活用いただくよう依頼する予定ですが、中学３年生の年間指導計画等を策定する際の御参考としていただくため、全国の中学校に対して別添の事務連絡により見本一部を添えてお知らせしています。

また、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/）では、生徒の理解及び教員の授業準備に資するよう、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材や教員用の指導の手引き、実践事例を掲載しているほか、今後は、授業用の素材についても掲載を予定しています。

なお、現行の高等学校学習指導要領解説公民編においては、薬害問題に関する記載が盛り込まれていることを踏まえ、高等学校等の関係機関に対しても、本教材を厚生労働省ホームページからダウンロードすることにより、高等学校教育においても御活用いただくことが可能である旨、併せて周知していただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

（注）平成 23 年度及び平成 24 年度は、「薬害って何だろう？」という名称で配布しましたが、平成 25 年度から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、従前のものから変更はありません。

担　当
厚生労働省医薬･生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室
久保(内線 2719)
大平 佐藤(内線 2718)
電話 03－5253－1111)
(夜間 03－3595－2400)
ＦＡＸ 03－3501－2052

別　添

事　務　連　絡
令和２年２月 19 日

各中学校　御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室

令和２年度用薬害教育教材「薬害を学ぼう」の事前配布等について

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学３年生を対象として薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」を作成し、平成 23 年４月から全国の中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に配布しております。本教材は、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として、主に社会科（公民的分野）において御活用いただくことを想定しております。

本教材については、令和２年度前半に全国の各中学校に中学校３年生の人数分の本教材を送付する予定ですが、中学３年生の年間指導計画等を策定する際の御参考としていただくため、今般、見本一部を送付します。

厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/）では、視聴覚教材や指導の手引き、実践事例を掲載しているほか、今後は、授業用の素材についても掲載を予定しています。令和２年度における中学３年生の年間指導計画等を策定する際、これらを御参考としていただき、教材の活用について積極的に御検討くださいますようお願いいたします。

最後に、当室では本教材を使って実際に授業を実施いただき、教材の活用に向けた検討に活用させていただく取組を実施しています。詳細は裏面に記載していますので、是非担当者まで御連絡をお願いします。

担　　当
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室
久保(内線 2719)
大平 佐藤(内線 2718)
電話 03－5253－1111
(夜間 03－3595－2400)
ＦＡＸ 03－3501－2052

本教材を使って実際に授業を実施いただける学校を募集しています！

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室では、薬害教育教材「薬害を学ぼう」、指導の手引き等を作成・配布し、生徒が薬害について学ぶ機会の拡大に取り組んでいます。

今年度に引き続き、来年度も、薬害教育のさらなる普及に向けて、本教材を使って実際に授業を実施いただける学校を募集いたします。薬害を学ぶ授業を通じて、生徒が課題を解決するために必要な思考力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うのにも役立つものと考えられますので、是非実施を御検討ください。御協力いただける場合、次のような支援を当室で行うことが可能です。

授業実施を検討いただける場合は、是非下記担当までご連絡ください。

授業実施、授業計画策定に向けた支援

・授業実施や授業計画策定に当たり、教材の内容に御不明点等がある場合、当室職員が支援いたします。当室職員が直接学校に伺って事前打合せをさせていただくことも可能です。

・御希望の場合、薬害被害者の方に実際に授業等でお話しいただく機会が持てるよう、当室が関係団体と調整いたします。

お願いしたいこと

・授業当日は当室職員や関係団体の方の見学をお認めください。

・授業を受けた生徒の皆さん及び授業を実施した先生に、当室で作成するアンケートに御回答いただきますようお願いします。

※授業の様子やアンケート集計結果、先生の感想、授業計画については、後日当室が実施する検討会で公表させてください。公表は個人が特定されないよう配慮して行います。

担当
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
久保（内線 2719）大平 佐藤(内線 2718)
電話　03-5253-1111
FAX　03-3501-2052
e-mail　fukutai01@mhlw.go.jp